

3 月 2 2 日 (第 4 号)

平成24年第1回豊能町議会定例会会議録目次

平成24年3月22日（第4号）

| | | |
|------------------------------|--|---|
| 出席議員 | …………… | 1 |
| 議事日程 | …………… | 2 |
| 開議の宣告 | …………… | 4 |
| （常任委員会及び特別委員会委員長報告・質疑・討論・採決） | … | 4 |
| 第1号議案 | 豊能町債権管理に関する条例制定の件 | |
| 第2号議案 | 豊能町水道事業に係る布設工事監督者の配置の基準並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の基準に関する条例制定の件 | |
| 第3号議案 | 豊能町事務分掌条例等改正の件 | |
| 第4号議案 | 豊能町印鑑条例改正の件 | |
| 第5号議案 | 豊能町税条例改正の件 | |
| 第6号議案 | 豊能町立認定こども園条例改正の件 | |
| 第7号議案 | 豊能町介護保険条例改正の件 | |
| 第8号議案 | 豊能町営住宅管理条例改正の件 | |
| 第9号議案 | 豊能町下水道条例改正の件 | |
| 第10号議案 | 豊能町火災予防条例改正の件 | |
| 第11号議案 | 豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件 | |
| 第12号議案 | 豊能町立公民館条例及び豊能町立図書館設置条例改正の件 | |
| 第13号議案 | 豊能町立スポーツ広場条例改正の件 | |
| 第14号議案 | 豊能町水道事業の設置等に関する条例改正の件 | |
| 第15号議案 | 平成23年度豊能町一般会計補正予算の件 | |
| 第16号議案 | 平成23年度豊能町国民健康保険特別会計事 | |

| | | |
|-----------|-----------------------------------|--|
| | 業勘定補正予算の件 | |
| 第 1 7 号議案 | 平成 2 3 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件 | |
| 第 1 8 号議案 | 平成 2 4 年度豊能町一般会計予算の件 | |
| 第 1 9 号議案 | 平成 2 4 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件 | |
| 第 2 0 号議案 | 平成 2 4 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件 | |
| 第 2 1 号議案 | 平成 2 4 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件 | |
| 第 2 2 号議案 | 平成 2 4 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件 | |
| 第 2 3 号議案 | 平成 2 4 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件 | |
| 第 2 4 号議案 | 平成 2 4 年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件 | |
| 第 2 5 号議案 | 平成 2 4 年度豊能町水道事業会計予算の件 | |

(提案理由説明・質疑・討論・採決)

| | | |
|-----------|--|-----|
| 第 2 号議会議案 | 第 1 8 号議案平成 2 4 年度豊能町一般会計 予算の件に対する付帯決議…………… | 3 0 |
| 第 2 6 号議案 | 豊能町監査委員の選任につき同意を求めるこ とについて…………… | 3 1 |
| 第 2 7 号議案 | 豊能町長期継続契約に関する条例制定の件…………… | 3 2 |
| 第 2 8 号議案 | 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正 の件…………… | 3 2 |
| 延 会 の 宣 告 | …………… | 3 7 |

平成24年第1回豊能町議会定例会会議録（第4号）

年 月 日 平成24年3月22日（木）

場 所 豊能町役場議場

出席議員 14名

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 橋本 謙司 | 2番 | 井川 佳子 |
| 3番 | 高橋 充徳 | 4番 | 岩城 重義 |
| 5番 | 小寺 正人 | 6番 | 山下 忠志 |
| 7番 | 永並 啓 | 8番 | 竹谷 勝 |
| 9番 | 福岡 邦彬 | 10番 | 秋元美智子 |
| 11番 | 平井 政義 | 12番 | 高尾 靖子 |
| 13番 | 西岡 義克 | 14番 | 川上 勲 |

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

| | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| 町 長 | 池田 勇夫 | 副 町 長 | 室木 伸治 |
| 副 町 長 | 田中 守 | 教 育 長 | 小川 照夫 |
| 総 務 部 長 | 乾 晃夫 | 生活福祉部長 | 上林 勲 |
| 建設環境部長 | 川上 和博 | 上下水道部長 | 高 秀雄 |
| 教 育 次 長 | 桑田 良彦 | 消 防 長 | 西本 好美 |
| 会 計 管 理 者 | 上西 悦子 | | |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|--------|-------|-----|-------|
| 議会事務局長 | 大西 俊秀 | 書 記 | 杉田 庄司 |
| 書 記 | 高橋 欣也 | | |

議事日程

平成24年3月22日(木) 午後1時開議

- 日程第 1
- 第 1 号議案 豊能町債権管理に関する条例制定の件
 - 第 2 号議案 豊能町水道事業に係る布設工事監督者の配置の基準並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の基準に関する条例制定の件
 - 第 3 号議案 豊能町事務分掌条例等改正の件
 - 第 4 号議案 豊能町印鑑条例改正の件
 - 第 5 号議案 豊能町税条例改正の件
 - 第 6 号議案 豊能町立認定こども園条例改正の件
 - 第 7 号議案 豊能町介護保険条例改正の件
 - 第 8 号議案 豊能町営住宅管理条例改正の件
 - 第 9 号議案 豊能町下水道条例改正の件
 - 第 10 号議案 豊能町火災予防条例改正の件
 - 第 11 号議案 豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件
 - 第 12 号議案 豊能町立公民館条例及び豊能町立図書館設置条例改正の件
 - 第 13 号議案 豊能町立スポーツ広場条例改正の件
 - 第 14 号議案 豊能町水道事業の設置等に関する条例改正の件
 - 第 15 号議案 平成23年度豊能町一般会計補正予算の件
 - 第 16 号議案 平成23年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
 - 第 17 号議案 平成23年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
 - 第 18 号議案 平成24年度豊能町一般会計予算の件
 - 第 19 号議案 平成24年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
 - 第 20 号議案 平成24年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件

- 第 2 1 号議案 平成 2 4 年度豊能町後期高齢者医療特別会計
予算の件
- 第 2 2 号議案 平成 2 4 年度豊能町介護保険特別会計事業勘
定予算の件
- 第 2 3 号議案 平成 2 4 年度豊能町下水道事業特別会計予算
の件
- 第 2 4 号議案 平成 2 4 年度豊能町生活排水処理事業特別会
計予算の件
- 第 2 5 号議案 平成 2 4 年度豊能町水道事業会計予算の件
- 追加日程第 1 第 2 号議会議案 第 1 8 号議案平成 2 4 年度豊能町一般会
計予算の件に対する付帯決議
- 日程第 2 第 2 6 号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めるこ
とについて
- 日程第 3 第 2 7 号議案 豊能町長期継続契約に関する条例制定の件
- 日程第 4 第 2 8 号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正
の件
- 追加日程第 2 第 3 号議会議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償
等に関する条例改正の件
- 日程第 5 第 1 号議会議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等
に関する条例改正の件

開議 午後1時00分

○議長（福岡邦彬君）

皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、第1号議案から第25号議案までを議題といたします。

これに対する各常任委員会及び特別委員会の報告を求めます。

総務建設水道常任委員会、山下忠志委員長。

○総務建設水道常任委員会委員長（山下忠志君）

皆さん、こんにちは。

ただいま議長より御指名いただきました、総務建設水道常任委員会の委員長の山下でございます。

去る平成24年3月8日木曜日に総務建設水道常任委員会を開催いたしましたので、御報告させていただきます。

当日の出席者は、私と竹谷副委員長、岩城委員、福岡委員、平井委員、高尾委員、川上委員、そして委員以外から小寺副議長が御出席をいただきました。出席者全員により慎重審査を行いました。

それでは、ただいまより御報告を申し上げます。

平成24年第1回定例会付託案件について。

第1号議案、豊能町債権管理に関する条例制定の件。

提案説明の後、質疑に入りました。

質疑に入りまして、まず私のほうから条例制定の背景について状況説明をお願いしました。

条例の背景については、次のようにございました。

町が有する債権は、法的根拠により、町税、公課、公的債権、私的債権の4つに分類することができます。これまでも町としてこれらの債権の徴収に努めてきましたが、各課にまたがる場合の連携が困難でした。しかし、この条例を定めることで徴収ノウハウを共有し、連携を深め、町の債権を適正に管理することができますとの背景の説明でございました。

そして委員のほうから質疑がございました。

この条例の金銭の給付とは何のことかに対しまして、説明は、法律用語であり具体的には町が税金等の支払いを請求する権利のことですとございました。

また、違う委員からは、毎年度徴収計画を策定し、どういう形で徴収に力を入れていくのかに対しましては、年間の徴収計画であり、各課連携し現状に合わせて、より効果的な徴収を目指すものですとの答弁でございます。

次に、差し押さえ等は実態を把握して行っているのかに対しましては、有効な手段であり行いますが、担税力等の実態を十分に考慮して行いきますとの答弁でございます。

また、時効の援用を要する場合とは何をもって意思表示とするのか、また時効の中断はあるのかに対しましては、通常は書面ではありますが、判例では口頭も可能であるとされています。納付誓約等により時効の中断はありますとの答弁でございます。

また、この条例は金銭の給付を目的とするのか、それとも債権の放棄が目的なのか、どちらに重きを置いているのかに対しましては、難しい点はありますが、どちらにも同じ比重を置いていますとの答弁でございます。

ます。

また、債権管理についてはこれまでも適正に行われていたと思われるが、この条例により徴収率を上げていくのが目的なのかに対しましては、条例に基づき各課が連携し徴収率を上げていきたいと考えていますとございました。

また、職員の徴収能力はどのように向上させるのかに対しましては、今まで以上に研修を行うとともに、各課の連携を図り、ノウハウを共有して行いますとの答弁でございます。

次に討論に移りまして、討論はございませんでした。

採決は举手全員で可決となっております。

次に、第2号議案、豊能町水道事業に係る布設工事監督者の配置の基準並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の基準に関する条例制定の件でございます。

提案説明の後、質疑に入りました。

主な質疑を今から述べさせていただきます。

布設工事監督者を配置する工事とはどのようなものかに対しましては、新たな造成地等の大規模な工事が想定されます。

また、条例制定により職員の業務に影響はないのかに対しましては、新たな業務負担が生じることはありませんとの答弁でございます。

討論なし、採決は举手全員で可決となっております。

第5号議案、豊能町税条例改正の件。

提案説明の後、質疑に入りました。

平成26年度から平成35年度分の個人町民税均等割額を500円引き上げるとはどのようなことなのかに対しましては、この引き上げは市町村が独自で行う緊急防災及び減災に関して財源を確保するものですとの答弁でございます。

また、条例改正により確保できるのは年額にしてどれぐらいになるのかに対しましては、税額試算では個人町民税分で500万円、特別控除分で200万円となっておりますとの答弁でございます。

そして、確保した財源は基金として積み立てるのかに対しましては、基金としての用途だけではなく、いろいろな財源として使用できますとの答弁ございました。

討論はなし、採決は举手多数で可決となっております。

次に、第8号議案、豊能町営住宅管理条例改正の件。

提案説明の後、質疑なし、討論なし、採決は举手全員で可決となっております。

続きまして第9号議案、豊能町下水道条例改正の件。

質疑なし、討論なし、採決、举手全員で可決となっております。

第14号議案、豊能町水道事業の設置等に関する条例改正の件。

質疑は1件ございました。

資本剰余金を取り崩す場合としてどういう状況が想定されているのかに対しまして、天災等により施設が崩壊した場合が考えられますとの答弁でございます。

討論なし、採決、举手全員で可決となっております。

最後になりました。第15号議案、平成23年度豊能町一般会計補正予算の件（関係部分のみ）でございますが、質疑は、人件費事業の退職手当の内訳はどうなっているのか、また退職者の増加により職員の年齢構成は変わるのかに対しまして、答弁は、退職者は合計7名で勸奨退職5名、死亡退職1名、自己都合退職1名です。年齢構成は余り変わりありませんとの答弁でございます。

討論なし、採決に移りまして、举手全員

で可決となっております。

3月8日午前11時5分、以上をもちまして閉会をいたしましたので、ここに御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

ありがとうございました。

次に、福祉教育消防常任委員会、井川佳子委員長。

○福祉教育消防常任委員会委員長（井川佳子君）

平成24年第1回定例会福祉教育消防常任委員会の報告を申し上げます。

平成24年3月9日金曜日、午前9時30分に開会されました。

内容は、平成24年第1回定例会付託案件についてでございます。

出席は、私と高橋副委員長、橋本委員、小寺委員、永並委員、秋元委員、西岡委員の7名全員と、委員外出席として福岡議長でございます。

それでは順次、付託された案件について報告させていただきます。

1. 第3号議案、豊能町事務分掌条例等改正の件でございます。

質疑は、今までの状況が外国人の方にとって変わるといふようなことはあるのかに對しまして、答弁は、外国人登録のカードなど法律に伴うものは変わりますが、条例に係るものは変わりませんということでした。

また、今、外国人登録をされている方は一切手続は不要かという質疑に對しまして、答弁は、カード関係は法律の適用が変わるので本人には少し影響があると思いますが、今回の条例改正については町のほうで切りかえ作業を行います。外国人登録をされている方には仮住民票を通知して確認をしてもらいますが、特に申請がないから移行し

ないということはありませんということでした。

討論なし、採決は挙手全員で可決となっております。

2. 第4号議案、豊能町印鑑条例改正の件でございます。

質疑は、印鑑登録する人のみ関係することなのかに對しまして、答弁は、必要な方が登録されるものですということでした。

討論なし、採決、挙手全員で可決されました。

3. 第6号議案、豊能町立認定こども園条例改正の件でございます。

質疑なし、討論なし、採決は挙手全員で可決となっております。

4. 第7号議案、豊能町介護保険条例改正の件でございます。

質疑は、改定というのは維持を含めて保険料を必ず上げるということに對しまして、第4期の給付実績、これからの高齢者人口、給付サービスの見込み、3年に1回の介護保険報酬改定、地域区分の見直しなど、それらをもとに計算をし保険料の維持か、まれに下げるといふことはあるかもしれませんが、必ず上げるというものではありません。でも今回は、全国的には平均5,000円の上げになると言われていますという答弁がなされました。

また、介護給付費準備基金は今回どのように保険料に反映したのかという質疑に對しまして、準備基金は約1億1,000万円あり、今回の第5期の保険料の計算に当たり1億1,000万円の取り崩しを計算し、介護保険料の上昇抑制に使っていますという答弁がありました。

また、なぜ今回、第3段階だけ細分化し軽減するのかという質疑に對しまして、介護保険法に基づき細分化し軽減するものです。保険料が上昇していく中での低所得者

層対策という国の方針だと考えていますという答弁がなされました。

次に、豊能町として町の現状をきっちり説明して、形だけの軽減措置をせずにそのままでもよかったのではという質疑に対しまして、以前からこの段階については本町としても懸案としており、法律が可能になったので細分化するものだという答弁でした。

また、3年ごとの計画だが、3年ごとに基金を入れて保険料をなるべく抑えなければいけないという決まりがあるのかに対しまして、決まりはありませんが、保険料の余剰分ですので、できるだけ早い段階でお返しするというので、次の期に豊能町の場合は取り崩していますという答弁がありました。

また、豊能町は保険料が安く、ほかのところが高いのは、基金を取り崩さず将来的に基金を残しているのか、平均的なところも同じような考え方なのかという質疑に対しまして、答弁は、府内の市町村では基金を取り崩して次の保険料の抑制に使うというところが大半です。中には三、四割方は残して不測の事態に備えているという団体もありますという答弁がありました。

討論なし、採決、挙手多数で可決となっております。

5. 第10号議案、豊能町火災予防条例改正の件でございます。

質疑は、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物というのは爆発物かに対しまして、一般的には過炭酸ナトリウムという物質で、これ自体は燃えるということはありません。火災などで熱を受けると酸素が発生するので、火災を助長するというので危険物に指定されているものだという答弁がありました。

また、町内にどれくらい貯蔵されている

のかに対しまして、一般的に除菌剤、消臭剤、酸素系漂白剤に使用されていますが少量しか入っていません。指定数量以上や指定数量の5分の1以上貯蔵することは、まず本町内ではないものと思っておりますという答弁がなされました。

討論なし、採決は挙手全員で可決となっております。

6. 第11号議案、豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件でございます。

質疑は、消防団の活動に支障がないとは具体的にはどういうことを指すのかに対しまして、災害活動等が発生した場合、すぐに災害の防除に当たることができるということです。すぐにとは、おおむね1時間以内に帰町できるものを予定していますという答弁がありました。

また、職場の理解が必要だと思うが、勤務先への就業中の非常出動の届け出など、そのあたりの対応はどうしているのかという質疑に対しまして、各種行事については依頼することはありますが、災害の発生については消防団協力事業所制度に参加している事業所については御理解いただいているところだという答弁がなされました。

また、団員の方については、すべて文書依頼を事業所に届ける方法をとれないのかという質疑に対しまして、既に町外勤務の団員については希望があれば依頼書を作成してお渡ししていますとの答弁がなされました。

討論なし、採決は挙手全員で可決となっております。

7. 第12号議案、豊能町立公民館条例及び豊能町立図書館設置条例改正の件でございます。

質疑は、家庭教育の向上に資する活動を

行う者とは具体的にどういうことかという質疑に対しまして、子育て中の親の交流、及び情報交換のためのネットワークづくりの経験者などを指します。例えばPTA、子育てサークルなどの家庭の支援に取り組んでいる方々を想定していますとの答弁がありました。

討論なし、採決は挙手全員で可決となっております。

8. 第13号議案、豊能町立スポーツ広場条例改正の件でございます。

質疑は、建物を建てるのは38番地の2のほうかという質疑に対しまして、38番地の1に管理棟を建てます。

また、広場に建物を建てられるのかという質疑に対しまして、管理棟はその広場を管理するための施設ですので、建築基準上建てられますという答弁がなされました。

討論なし、採決の結果は挙手全員で可決となっております。

9. 第15号議案、平成23年度豊能町一般会計補正予算の件（関係部分のみ）でございます。

質疑は、繰越明許費のスポーツ広場管理棟等建設事業のスケジュールはという質疑がありまして、それに対しまして、平成24年度の7月までには完成したいと考えていますという答弁がなされました。

討論なし、採決、挙手全員で可決となっております。

10. 第16号議案、平成23年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件でございます。

質疑なし、討論なし、採決は挙手全員で可決となっております。

11. 第17号議案、平成23年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件でございます。

質疑は、システムのクラウド化を図れば

経費が半分になると思うが、不可能なのかという質疑がありまして、それに対しまして、介護保険のシステムについては税情報、住基情報、介護保険の保険料、認定を受けている方の容態等、いわゆる慎重に扱われるべき情報が入っているので、クラウド化については検討はしていますが、今のところクローズのシステムの中で取り扱う方針で進めていますという答弁がなされました。

討論なし、採決は挙手全員で可決となっております。

当委員会は同日、午前11時41分に閉会されました。

以上、報告を終わります。

○議長（福岡邦彬君）

ありがとうございました。

次に、予算特別委員会、橋本謙司委員長。

○予算特別委員会委員長（橋本謙司君）

予算特別委員会委員長の橋本でございます。

平成24年第1回定例会予算特別委員会の報告を申し上げます。

去る平成24年3月12日、13日の2日間で、委員6名、高尾委員、高橋委員、竹谷委員、秋元委員、西岡委員、そして私、橋本の計6名と、議会から福岡議長、小寺副議長出席のもと、3月12日の午前9時30分より開会いたしました。

それでは、少し長くなりますが、順次報告をさせていただきます。

第18号議案、平成24年度豊能町一般会計予算の件。

まず議会費から、提案説明の後、順次質疑を行いました。

主な質疑について報告いたします。

議会費については質疑なし。

総務費、総務管理費について、本庁と吉川支所の電話交換機整備事業について、設備更新の必要性はという質疑に対しまして、

本庁は導入から15年、支所は導入から21年と古く、毎月の保守点検の中で純正部品が全くなく、代用部品も厳しくなっている状況ですという答弁でございました。

次に、職員研修事業について具体的な事業内容はの質疑に対しまして、コンプライアンス研修については毎年、法令遵守、公務員倫理について全職員対象に行っています。ほかに階層別研修、また昨年度からの継続で業務改善研修ということで研究会をつくって職員の意識改革につなげていきたいと考えていますという答弁でございました。

次に、地域公共交通社会実験運行事業について、これは社会実験の継続ということかの質疑に対しまして、社会実験の計画の見直しですが、平成24年7月末までの運行実績を平成25年4月まで検証を行い、新たな交通計画を立てて平成25年5月からその計画に基づいて運行します。現時点での運行は平成25年4月まで運行する予定ですとの答弁でございました。

次に、西地区路線バス確保維持事業について、事業費の1,000万円の内訳はという質疑に対しまして、その根拠は、東ときわ台線と新光風台線の平成21年度の赤字実績が2,000万円程度あり、国の補助金の考え方も赤字に対し50%をめどにしている基本的な方針があったので、その枠組みをアッパーとして、町としては3年間程度1,000万円を補助するということが合意を得たものだという答弁でございました。

次に、とよのまつり事業について、120万円の予算と別に集めた寄附金はどのように運営されるのかという質疑に対しまして、従前は町が120万円で町民祭を行っていたが、昨年度からは同額を負担金として実行委員会に出し、実行委員会である観

光協会、商工会からも負担をいただきますので、寄附金等もプラスするので予算の規模は120万円よりも大きくなりますとの答弁でございました。

その関連で、実行委員だけに任すのか、町からも企画に入るのかという質疑に対しまして、町も実行委員に入っていますという答弁でございました。

次に、権限移譲事務事業について、高度なノウハウとは具体的にどういうものかという質疑に対しまして、以前、事務処理をしていた大阪府が持っているノウハウが私どもにはないという歴史の経過を踏まえた表現です。2市2町で行う共同処理事務は51事務、1市2町の共同処理事務は2事務で、合わせて53事務でございませうという答弁でございました。

次に、防災対策事業について、衛星携帯電話の購入とあるが、具体的な計画は、また、のちのランニングコストは、何台購入するのかという質疑に対しまして、計画は平成24年度に購入できれば全部で町内に12台となります。ただし充電等の必要があるので、本庁で一括管理し、地震等の災害時には職員が持って移動する形になります。イニシャルコストは1台約30万円で6台購入、ランニングコストについては1台1カ月5,172円ほどで、通信運搬費を計上していますとの答弁でございました。

その関連で、孤立する可能性の地域に置いておく方法のほうがいいと思うが、例えば山崩れで行けないとき、衛星携帯電話も活用できないのではないのかという質疑に対しまして、例えば車では行けなくても歩いては行けるといふように考えております。やはり管理、電源、充電等があるので、一定12台は本庁で管理して、常にすぐ使える状態にしておきたいと考えていますとの答弁でございました。

次に、防災対策事業の防災会議は何回ぐらい開催予定なのか。委員9名に住民が何人入っているのかという質疑に対しまして、回数は年1回を予定しています。防災会議の開催については地域防災計画を見直す場合などに限っており、この何年かは実績がありません。委員については関西電力、大阪ガス、医師会、能勢電鉄、阪急バス、自治会長会、消防団長、社協の会長、民生児童委員会の会長で、委員報酬を支払っているのが9名です。そのほかに費用弁償で支払っているのが自衛隊、近畿農政局、警察、地域防災推進室、土木事務所、保健所、N T Tとなっております。住民の代表としては自治会長会、消防団長、民生児童委員会会長がそれに当たりますとの答弁でございました。

次に、住民参加促進事業について、N P Oに対する講師派遣ということだが、教育的なものではないのかという質疑に対しまして、昨年度までは各団体の悩みに応じて講師を派遣していましたが、今年度からはN P Oに一堂に集まっただき、会計処理などの課題について研修をしていただきました。平成24年度も同様に考えていますとの答弁でございました。

次に、秘書事務事業について、クラウンの更新ということだが、時代の流れから環境に優しい車を採用するべきではないかという質疑に対しまして、現在使用しているクラウンの買いかえで、エスティマのハイブリッドということで環境に配慮した公用車を計画していますとの答弁でございました。

次に人件費の中で、昇給による1,500万円の増とはどの部分かという質疑に対しまして、昇給については昇給率1.17%で、給料のところで普通昇給による増加分910万8,000円で、これ以外に期末・勤勉

手当、共済費にも影響しますので、それらを合わせて1,500万円程度になるということでございますとの答弁がございました。

次に、総務費、徴税費から人権推進費のところ、固定資産評価審査委員会運営事業について、予算は1回分だけ計上されているが、1回で済むという計画なのかという質疑に対しまして、固定資産税の異議、審査の申し出があった場合のもので、平成24年度が評価替えですので開く可能性があります。2回から3回を開く可能性があります。その関係でまず1回分を計上しているというものですという答弁がございました。

次に、人権啓発推進事業について、審議会委員について、昨年度は3回の予定でしたが、今回は4回となっているのは何かを考えているのかという質疑に対しまして、今、人権問題審議会については女性問題のDVの計画の部分を審議しており、今年度アンケート等をとって結果が出たところでございます。平成24年度に分析し、計画の策定に入りたいと考えていますとの答弁でございました。

続いて、人権啓発・人材養成事業分担金は大阪府人権協会分担金から名称が変わったものか、どういう分担金かという質疑に対しまして、平成23年度まで財団法人大阪府人権協会に対する分担金で執行していました。この人権啓発・人材養成事業については、他の団体でも可能という大阪府の財政再建プログラム案に基づき、大阪府で公募するという見直しがなされました。平成24年度から大阪府がまず市町村から分担金をとり、公募の手続をした後、事業を実施するという仕組みに変更されましたとの答弁でございました。

次に、民生費、社会福祉費の中で、障害者福祉事業について、具体的な支援事業はの質疑に対しまして、障害者の方々に対す

る自立支援のサービスですが、例えばヘルプから始まり、デイサービス、通所介護もあり、いろいろなサービスを展開していますとの答弁でございました。

次に、高齢者自立活動支援事業について、「おでかけくん」の利用者の推移の状況はの質疑に対しまして、年々増加しており、平成22年度は226人の登録に対し全体で3,896回、また平成23年度は、2月末現在の登録者数が275人に対して、3月末見込みですが、おおよそ4,300回の運行を見込んでいますとの答弁でございました。

その関連で、利用者は年々増加してきているが、今回のこの予算からすると車の台数についても同じだと思うが、今後車両をふやす等、利用者のニーズを把握して内容を充実していく考えはの質疑に対しまして、今のところ「おでかけくん」2台と別途タクシーを使っている状況で、行く行く飽和状態になる見込みになると、車両をどうしていくか検討に入りたいと思っていますという答弁でございました。

次に、民生費、児童福祉費から労働費までの間で、保健センター・豊悠プラザ統合事業について、赤ちゃんから妊婦、成人の健康管理をしている保健センターと、介護、在宅福祉などの高齢者施策と障害者を対応している豊悠プラザ、果たしてこういう統合が、高齢化が進んでいく豊能町にとって、施策として適切に運用していけるのかという質疑に対しまして、十数年前、豊能町の人口の推計が3万人を超えていくということで、それに備えるため2拠点体制にしましたが、総合計画も含めて人口が2万人前後になるだろうと軌道修正となり、町全体として人口の身の丈に合ったものに取り組む必要があり、保健・福祉の統合ということで対応していけたらという考えから、今

回施設の統合を図るものですとの答弁でございました。

その関連で、予算2,900万円の内訳はの質疑に対しまして、工事請負費2,490万2,000円、設計委託業務費300万円、備品の移設業務費73万3,000円、システム移設費12万円、その他、受付増設、申請書印刷、警備、24万5,000円で合計2,900万円となりますとの答弁でございました。

次に、保健センター管理運営事業について、工事請負費2,490万2,000円の内訳はの質疑に対しまして、内訳は保健センターの改修工事として事務所の改修、電話回線の増設、イントラ設備の増設で約340万円、旧吉川幼稚園のバリアフリー化、空調機の新設、トイレの改修で約1,500万円、それに伴う諸経費と消費税合わせて2,450万7,000円となっております。豊悠プラザのイントラ設備の切断工事に39万5,000円とかがかりますとの答弁でございました。

その関連で、旧吉川幼稚園は耐震指標が0.3で、ボランティアセンター、障害者のスペースに使う場合、耐震化が必要でないか、計画に入っているのかという質疑に対しまして、耐震化については現在の予算の中で予定はしていませんとの答弁でございました。

さらにその関連で、耐震に問題のある施設にボランティアや障害者の人々を入れることをどのように考えているのかの質疑に対しまして、現状でも耐震化できていない建物はたくさんあり、財政再建もして行く中、なかなか手が回らないのが実情です。総合的に考えなければならないときがくると思いますが、今のところ職員を一堂に会して事業をするのがベターであり、職員数が減ってくる中、出先機関をふやすことに

より職員も減らせないので、少数での効率的な行政運営を行いたいと考えていますとの答弁でございました。

さらにその関連で、豊悠プラザの在宅部門と包括支援センターを保健センターのどこへ、またボランティアセンターを旧吉川幼稚園のどこへ移動するののかという質疑に対しまして、包括支援センターは豊悠プラザの在宅部門も含め保健センターの事務所と隣の応接を工事で拡張し利用します。ボランティアセンターは旧吉川幼稚園の1階の1教室を活用しますとの答弁でございました。

さらに、社会福祉協議会と障害者スペースはどこを利用するのかの質疑に対しまして、社会福祉協議会は旧吉川幼稚園の職員室を利用いただき、館全体の日常の管理もお願いしたいと考えています。障害者スペースは1階の奥のホールを、現在豊悠プラザのホールでいろいろな会合をしていただいていますので、その代替のものと保健センターでの介護予防についてもそのホールで展開できればと考えていますとの答弁でございました。

さらに、保健センターに集約するのはスペース的に無理なのかの質疑に対しまして、内部では論議はいたしました。保健センターでは特定健診、がん検診、予防接種等々を行っています。豊悠プラザでは介護予防をはじめとする事業を年間200回程度やっています。保健センターの限られたスペースでは目いっぱいになり、例えばボランティアセンターは現状100%の稼働ですので100%空いている部屋が必要ですし、例えば障害者スペースもそうです。豊悠ホールについても60%から70%の稼働率ということで、保健センターのみではそのスペースは確保できませんので、保健センターと旧吉川幼稚園の1階部分を活

用して機能統合したいと考えていますとの答弁でございました。

次に、国崎クリーンセンター運営事業について、前年度から2,300万円ほど増額になっている理由はどの質疑に対しまして、猪名川上流広域ごみ処理施設組合負担金の増減の一番大きな理由は、平成24年度から運転管理の業務委託が包括的な長期契約に変わりますので、予算ベースでの計上となり、上がります。また、今まで3年間は瑕疵担保責任で修繕費は施工業者負担でしたが、4年目からはその修繕等の金額が上がることから、主な要因として2,300万円増額になっておりますとの答弁でございました。

次に、農林水産業費から商工費までの間で、コミュニティセンター管理事業について、高山自治会で管理をしていく方針ではなかったのかの質疑に対しまして、地元自治会に引き受けていただく方向で進めているが、おくれており、平成24年度は町のほうで管理する予定ですとの答弁でございました。

その関連で、事業費350万円は、自治会に移管した場合でもこの事業費はかかるのかの質疑に対しまして、これは光熱水料費と管理人の報償費で、地元のほうで管理していただければ若干は減ると考えています。地元で運営した場合、収入は部屋代、体験事業などの部分しかありませんので、管理に伴う光熱水料費など赤字の部分は補てんする必要があると考えていますとの答弁でございました。

その関連で、事業費は移管の可否にかかわらず永久にかかるものなのかという質疑に対しまして、地元も今まで運営委員会等で関与してきたので、参加費1,500円のところ創意工夫で、例えば1,800円とってもらい、周知方法を考えて近隣市町村か

ら利用者呼び込むなど、収益の増も見込める方法を最大限努力していただけたら町の持ち出しも減る方向で地元に移管できると考えていますとの答弁でございました。

次に、商工事務事業について、商工会補助金367万8,000円で、商工会は何をしているのか、補助目的はの質疑に対しまして、税務署に提出する書類など、企業にかわり作成したり、商工業者発展のためのイベント等を行っております。企業の相談業務などにかかる人件費等に補助金を出していますとの答弁でございました。

次に、農水緑ふれあい交流事業について、棚田・ふるさと保全事業補助金はどこに補助していくものなのかの質疑に対しまして、農のふるさと協力隊ということで高山の棚田の休耕田を新しく田になるようにボランティアの方でやっていただく事業ですとの答弁でございました。

次に、農業土木管理事務事業について、府土地改良事業団体連合会負担金が増になっている理由はの質疑に対しまして、前年度に行った府営の土地改良事業の金額に基づいて負担金が決まっています。平成23年度の牧の和尚池の工事の金額が4,000万円であり、その0.7%を掛けたものが加えられていますので、前年度より増額となっていますとの答弁でございました。

次に、土木費で、都市計画管理事業について、都市計画マスタープラン改訂業務についてどのように進んでいるのかの質疑に対しまして、無作為抽出した豊能町民に対してのアンケートの取りまとめが終わったところでございます。平成23年度、24年度の2カ年で都市計画マスタープランと市街化調整区域の土地利用の在り方ガイドラインを定めていきたいと考えていますとの答弁でございました。

次に、建築基準法管理事業について、耐

震診断補助金は何件分を見積もっているのか、また住民への周知はの質疑に対しまして、1件当たり4万5,000円補助で5件分を見積もっております。また住民への周知についてはホームページ、町報に掲載して広報を図っていますとの答弁でございました。

次に消防費、消防庁舎新築移転工事業について、太陽光発電を設置する目的はの質疑に対しまして、長期的な停電の対策として非常電源の確保と節電対策、近年の新エネルギー導入対策に取り組む環境に優れまいちづくりを考えるとということで、この2点を目的としていますとの答弁でございました。

関連で、太陽光発電の経費が1,200万円程度ということで、一般家庭であれば1キロワット4万8,000円の補助金があるが、どの程度の国の補助金が適用されるのかの質疑に対しまして、経済産業省の補助金が何件かありますが、地方公共団体を対象とするものは現在ありません。先般、国土交通省関係の補助金が適用されるのではという情報を得ましたので、関係機関と調整を図っているところですよとの答弁でございました。

その関連で、72時間の電源の確保が必要だということだが、自家発電のみで対応する場合、費用は幾らかかるのかとの質疑に対しまして、概算で1,900万円強の経費がかかります。機器については同じですが、約600リットルの軽油が必要になり、それを貯蔵するための施設に費用がかかりますとの答弁でございました。

さらに、自家発電は設置するが、太陽光があつたほうが72時間もたせやすいということかの質疑に対しまして、自家発電は24時間対応のものを設置し、太陽光発電をつなげ72時間を確保するという考えで

ございますとの答弁でございました。

次に、教育費、教育総務費から幼稚園費までの中で、部活動指導者派遣事業についてどういう形で行うのかの質疑に対しまして、顧問の先生が専門的な指導が難しいところに地域の方など学校長が推薦して部活動に派遣するもので、1回、交通費程度ですが500円で年間326回分を考えていますとの答弁でございました。

次に、学校樹木伐採事業について、どこかの学校の樹木を伐採するのかの質疑に対しまして、学校の環境整備ということで伐採計画を立てており、平成24年度は総合駐車場と吉川中学校の境のり面にある、特にニセアカシアという大きな木で、近隣の方の雨どいを詰める原因にもなっていますので、まず第一に取り組むべきと計画をしていますとの答弁でございました。

次にこども園運営事業について、給食費が非常にかさんでいるということであれば、例えばアウトソーシングはできないのかという質疑に対しまして、保育所の給食の提供の要件として、保育所その場で調理したものを提供しなければならないという制約があり、直営でしか考えられないというふうに考えていますとの答弁でございました。

次に、教育費、社会教育費から保健体育費までの間で、3市2町図書館広域貸出事業についてどういう計画かという質疑に対しまして、今までは豊能町の住民にしか貸し出しをできませんでしたが、3市2町の住民の方が来られても本を貸し出すという事業でございます。また豊能町の住民が豊中や池田、箕面に行っても借りることができるというものでございますとの答弁でございました。

次に、郷土資料館運営事業について、雨漏りしているということで、その対策費はどこに計上されているのか、また今のまま

でブルーシートで1年なり対応できるのかという質疑に対しまして、今回は予算は計上していません。また各空き施設を探して協議にも入っています。決定しましたら補正予算などで考えるべきと考えていますとの答弁でございました。

次に、公債費、予備費。毎年公債費で返済しているが、町債を発行して差し引きで毎年1億円ぐらいの償還という形になっているが、現実ほとんど残高は変わっていない。財政再建をするならシミュレーションをして将来的に何年後に幾ら減らしていくという計画を立てる必要があるのではないかという質疑に対しまして、当然、現時点での償還計画は持っております。そして借りるときに、何年かけて返済するというのを約束しているのもので、その都度返済金額を変えるものではありません。普通債については毎年減ってきており、建設事業債については最近発行を抑えて返済に努力をしています。また平成24年度末で59億1,600万円の起債残高の見込みですが、交付税の交付予定が46億8,500万円ありますので、実際借金は12億3,000万円程度と考えていますとの答弁でございました。

次に、臨時財政対策債について100%の借り入れということだが、町としてはやはり借りるほうが良いと考えているのかの質疑に対しまして、償還金については100%の交付税措置があるのは間違いありませんが、仮に臨時財政対策債を借りなくても同額の交付税は入ってきますので、借りないほうが良いに決まっています。ただ借りたとしても100%の交付税がもらえるので実質的な借金ではないと言われている制度と考えていますとの答弁でございました。

次に、歳入に移りまして、今後、自主財

源が少ない中で依存財源をどのように想定しているのか、想定に対して今後の対応はの質疑に対しまして、町税については財政推計においてもどんどん減っていくと推定しております。一方で依存財源のほうに傾いていくと考えております。したがって、地方交付税、臨時財政対策債に頼る、足りなければ基金の繰入金に頼るといふ財政状況が続くと財政推計では見込んでいます。歳入の増を見込めないという中で、歳出の削減を図っていくしかなく、今後については経常事業の廃止、統合というものに手をつけなければならないと考えていますとの答弁でございました。

次に、やはり入るを量ることを考えるべきではないかという質疑に対しまして、平成26年度までの計画を立てていますが、今現在、差し当たって増収になるめどはないところです。ただ、新名神等、まちを取り巻く環境が変わればマスタープランの見直し等もやっていかなければならないと、何らかの方法を見つけていけたらと考えていますとの答弁でございました。

以上、質疑終わりました、その後、討論に入り、次の4つの反対討論がございました。

まず1つ目、これまでの政権の地方分権また三位一体改革路線が、今の現政権が地方主権改革として引き継いでいる中で、住民要求にかかわる自治体制度、地方財政や国と地方の関係で地方財源の増額をさせる手直しを余儀なくされています。来年度の施策の中では地域路線バス運行、また住宅耐震化補強、ユーベルホールの存続、妊婦健診や予防接種、農と緑のふれあいファーム、学校給食実施計画等、評価すべき点は多々ありますが、府の人権の名による同和対策事業は継続、またこれまで公務員の給与削減は民間企業の給料を引き下げること

につながってきました。住民負担増を強いていることが今の現状です。国の構造改革路線が暮らしを疲弊させてきていること、また閉塞状況のもととなった行革を続けるのは問題であるという反対討論がございました。

2つ目に、非常に財政が厳しい中で行政も大変だと思うが、やはり豊能町の方向性をしっかりと示すことが基本である。同時に、今の社会情勢の中で地方分権、地域主権が提唱される中、もっと厳しき、危機感を持って行政はやってほしい。教育委員会は非常に頑張っているが、ほかは見えてこない。条件つきで賛成を考えたがその条件が満たされていないという反対討論がございました。

3つ目に、審査をし、全体としては努力していただいている面もあるし、もう少しかなという面も感じながら議論をしてまいりました。その中で1点、財政再建の名のもとに保健センターと豊悠プラザの統合計画が提案され、2,900万円の予算が計上されておりました。これから高齢化社会に向かって非常にあり方というのが難しいと思うが、それについては意見を述べました。統合そのものには全く反対するものではございませんが、旧吉川幼稚園の耐震指標のI s値が0.3、これは地震がくれば崩壊するという危険性があります。あえてそういうI s値の中で耐震化をないがしろにして統合を進めるのは、今まさに住民の安心・安全が問われているときでありますし、ここは再考していただきたいと思っています。

もう1点は、これは特に反対ではございませんが、消防庁舎の移転、新設ということで、太陽光パネルの設置についてはこの時代評価できるものと思っていますが、国の補助金制度の動向をよく見きわめて設置をしていただくことを要望します。保健セ

ンターと豊悠プラザの統合については耐震化という問題を抜きにしては厳しいという反対討論がございました。

次に4つ目の反対討論ですが、豊悠プラザと保健センターの統合については進めて問題はないと思うが、保健センターに入らない分を旧吉川幼稚園に入れると、耐震性が低いところに人を入れるということになってしまう。社会福祉協議会が耐震化されていないから入りたくないと言ったときのその答えもなかったが、ユーベルホールを使用する等検討の中に出てこなかったということで、町全体で再度この件については話し合ってもらいたいと思います。危険度の高いところに弱者を入れるということは非常に危ないという4つの反対討論があり、その後、採決を行いました。

挙手少数で否決となっております。

午後6時20分に延会となり、翌日に審査をしております。

次に、翌13日に委員6名、議長・副議長出席のもと、午前9時32分に再開をしております。

第19号議案、平成24年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件から審査を行いました。提案説明の後、順次質疑を行いました。主な質疑について報告します。

新規事業の詳細はという質疑に対しまして、これまで平成20年度から平成24年度までの特定健診等実施計画を策定し実施しており、引き続き5カ年の平成25年度から平成29年度までの第2期を策定するものですという答弁でございました。

次に、一般会計の否決により繰入金がない場合、その事業はどうなるのかという質疑に対しまして、国から政令で定められたものであり、策定できないことは想定しておりませんが、もしそうなった場合には特

定健診の計画に大きな支障が出るものと考えていますとの答弁がございました。

次に、本町の1人当たりの医療費は、府下でどういう状況になっているのかという質疑に対しまして、府下では低いほうであると考えていますとの答弁でございました。

次に、滞納者に対するの対応はという質疑に対しまして、督促状、催告、短期証の交付、そして訪問による相談、その上で支払いがない場合は状況により差し押さえを行っていますとの答弁でございました。

次に、資格証明書等の発行状況はの質疑に対しまして、平成23年度実績では短期証108件、資格証明書10件となっておりますとの答弁でございました。

次に、資格証明書等の発行により医療が受けられないという状況はあるのかの質疑に対しまして、今のところそういうようなケースはございませんとの答弁でございました。

質疑の後、討論に入りまして、討論では、生活困窮者がふえている中、資格証明書や短期証の発行はするべきではないという反対討論がございました。

その後、採決を行い、挙手多数で可決となっております。

次に、第20号議案、平成24年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件について、提案説明の後、順次質疑を行いました。主な質疑について報告します。

診療器具の老朽度合いはの質疑に対しまして、老朽化していますが必要に応じて補修し使用していますとの答弁でございました。

次に、診療収入が昨年と比べて少なくなっているのはなぜかの質疑に対しまして、実績に基づいてより精度の高い予算計上を行ったためですとの答弁でございました。

質疑の後、討論なし、その後、採決を行い挙手多数で可決となっております。

次に、第21号議案、平成24年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件について、提案説明の後、順次質疑を行いました。主な質疑を報告します。

歳入の督促手数料8万7,000円の内訳はの質疑に対しまして、徴収見込率を98%で考えた結果、対象が約900件で、1件当たり100円として計算をしていますがとの答弁でございました。

対象件数が多過ぎるのではないかという質疑に対しまして、予算としては計上しておりますが、できるだけ督促手数料がかからないように納付してもらえよう努力をしますとの答弁でございました。

次に、保険料が増額となったが妥当なものなのかの質疑に対しまして、保険料は府下で統一されており、広域連合で決定されたものであり、妥当であると考えていますとの答弁でございました。

質疑の後、討論。討論では、国の制度ではあるが問題点が多く高齢者への負担が大きという反対討論がございました。

その後、採決を行い、挙手多数で可決となっております。

次に、第22号議案、平成24年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件について、提案説明の後、順次質疑を行います。主な質疑について報告します。

介護保険創設直後と比較すると町の負担はかなりふえているが、今後はどう見込んでいるのかの質疑に対しまして、高齢化率の上昇や後期高齢者の増加により給付費がふえると思われるため、町負担分の金額は増加するものと考えますとの答弁でございました。

質疑の後、討論を行い、国の制度そのものが問題であり、3年ごとの見直しにより

システムの改修費が必要となるという反対討論がございました。

その後、採決を行い、挙手多数で可決となっております。

次に第23号議案、平成24年度豊能町下水道事業特別会計予算の件について、提案説明の後、順次質疑を行いました。主な質疑について報告します。

資本費平準化債は何に使用されているのかの質疑に対しまして、下水道料金が急激に高くないよう次世代にわたって負担を求めるために使われるものですとの答弁でございました。

一般会計の繰入金の内容はどうなっているのかの質疑に対しまして、毎年総務省から下水道事業への繰入金の基準が示されず。それが基準内繰入金となり、それ以外は基準外繰入金で、政策的に財政の状況等により繰り入れられるものですとの答弁でございました。

また、金額は府下でどの程度の水準かという質疑に対しまして、府下では低いほうになっていますとの答弁でございました。

質疑の後、討論なし、その後採決を行い、挙手多数で可決となっております。

第24号議案、平成24年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件について、提案説明の後、質疑なし、討論なし、その後、採決を行い、挙手多数で可決となっております。

次に、第25号議案、平成24年度豊能町水道事業会計予算の件について、提案説明の後、順次質疑を行いました。主な質疑について報告します。

古江浄水場の改修はいつまでか、また給水人口の減少や企業団水が供給されることを考えると、池田市からの給水はいつまで必要となるのかの質疑に対しまして、古江浄水場の改修は平成30年度末までの計画

です。現在、西地区に必要となる水量が1日5,500立米で、そのうち池田市から4,500立米、企業団水が1,000立米となっており、企業団水からの水量が、現在の管の状況等から最大限に近いので、企業団水の状況が大きく変わらない限り、今後も池田市からの給水が必要となりますとの答弁でございました。

次に、ミネラルウォーター等の普及により1人当たりの水の使用量が減っていると思われるが、現状はどうなっているのかの質疑に対しまして、現実的に使用量は減っていますとの答弁でございました。

次に、企業債の借りかえの繰上償還は今回あるのかの質疑に対しまして、今回はございませんとの答弁でございました。

質疑の後、討論を行い、討論なし、その後、採決を行い、挙手多数で可決となっております。

以上で、3月13日の午前10時52分に閉会し、平成24年第1回定例会の予算特別委員会は閉会となりました。以上が委員長報告でございます。ありがとうございました。

○議長（福岡邦彬君）

どうもありがとうございました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

この際お願い申し上げますが、審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑は差し控えていただきますよう、お願い申し上げます。

初めに、第1号議案から第17号議案までの17件に対する質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

次に、第18号議案から第25号議案ま

での8件に対する質疑を行います。

永並啓議員。

○7番（永並 啓君）

1点だけ、橋本予算特別委員長に質疑させていただきます。

第18号議案、一般会計予算の中の図書館運営事業、3市2町図書館広域貸出事業についてですが、これは豊能町の住民も池田や箕面、豊中の図書館を利用できるというもので、非常によいものだと思います。しかし、他市町村の図書館を利用するのは、主に学生や現役世代ということが予想されます。一方この方たちは、広報紙やホームページを見る機会というものが余りありません。こういった方たちに周知していくためには、通勤・通学の駅で広報したりチラシを配布することが最も効果があると思いますが、何かPR方法は考えているのかということを経済でも質疑しましたが、そのときもホームページと広報、従来どおりのということではか答弁はいただけませんが、予算特別委員会の中で何か違った答えなりがありましたら、お聞かせください。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

橋本予算特別委員長。

○予算特別委員会委員長（橋本謙司君）

先ほどの3市2町図書館広域貸出事業の件ですが、PRについては永並議員、今言っていたとおり、基本的にはホームページと広報により行うという回答でございました。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございますか。

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

予算特別委員会の委員長にお尋ねをいた

します。

先ほどの報告を聞いておられますと、基本的に一般会計予算は否決、それから特別会計予算の7件ですか、これは全部可決ということでございますが、我々委員会に所属してない議員は、橋本予算特別委員長の報告によって可否の判断をするということでございますけれども、一般会計と特別会計は、これは議案はそれぞれ単独ですが、中身は繰り出し・繰り入れの関係で非常に絡んでると思いますねん。その絡んでる分が、最初に一般会計予算が否決となれば、後の特別会計がなぜ可決になるのか。これは我々、理事者じゃなしに議員が常識的に考えるとあり得ないと思いますけれども、その辺は我々がこの場で判断する材料としてはっきりと判断できるような答えを出していただきたいと、このように思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

川上議員に申し上げます。

質疑でございますので、判断というのはいかななものかと思っておりますので、ちょっと質疑を変えていただけますか。

判断を求めるのでなく、質疑をしてください。

○14番（川上 勲君）

それが質疑になってますねんけど。判断を、我々が判断できる答弁をしてくれと言ってます。

○議長（福岡邦彬君）

内容ですか。

○14番（川上 勲君）

内容。なぜ一般会計予算が否決で、特別会計予算が可決になったのか。それを答えていただきたいと、こういうことですわ。

○議長（福岡邦彬君）

委員長、答えられますか。

橋本予算特別委員長。

○予算特別委員会委員長（橋本謙司君）

今、川上議員から、その判断と申し上げられましたが、基本的に委員会の報告は先ほどさせてもうたとおりでございます。

もう1点、確かに当日も、一般会計予算が否決でなんで特会を入れるんだという論議ありましたが、委員長とすれば議会のほうから、第18号議案から第25号議案までの審査を付託されたということで、委員長としてはその業務といいますか、粛々としていただいております。

あと、その進める中で、何点かその判断材料としては、私が特会の審査も入るといふうに判断したのは、一つは先ほど申し上げたように、みずからの責任を全うするということと、あと、地方議会事務提要の中に書かれてまして、その中にも、予算審査において一般会計を否決し特別会計を可決するなり特別会計を審査するということはできるのかという問題に対して、ここでは、法的には可能と考えるというふうな答えがあったこと、あと最後には、平成20年の3月にも同様のことがあり、このときも一般会計否決で特別会計を審査したということを経験的に判断して審査に入ったということでございます。

ただ、今、川上議員が、みずから判断する材料にしたいということでは、この件はないと思います。基本的には、先ほど私が委員長報告をしたものが委員長しての報告でございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

常識的に考えて、一般会計予算の中には特別会計に繰出金が全部記載されているわけです。それはわかりますね。一般会計を否決すると、特別会計はその分は入ってこ

ないという判断のもとに、それを入れてこないという判断のもとにほかの内容を審査する、それは先ほど答えられたようにできると思いますねん。その辺の意味合いがわかってなかったら、例えば、ごみの処理費をとる予算を立てると、ところが今、条例がないから、先に条例でそのごみのお金を受益者負担分としていただくということが可決されれば、それはその予算を立てられるけども、それがない限り立てられないわけですわな。と同じように、入ってくるものがないのに、その特別会計の7つの案件全部可決となれば、考えることは、この7つの特別会計ほとんどが受益者負担分の会計であるよってに、入れてこない分は受益者負担分として受益者から、これはとらなしゃあないなという判断になるんちゃいまっか。先ほど何か、国のほうからも交付金で入ってくるのやとおっしゃいました、それは理事者が考えることであって、我々議員は考えることと違うわけですわな。その辺ちょっと誤解されていると思いますのやけど、その辺をきっちり、やっぱり予算特別委員会の委員長であればその辺のことをきちっと考えて、その特別会計に入る前にそういう処置をしてから入るとか、そういうことをしない限り、ただ付託された案件をそのまま処理していったんやということでは、これは委員長の役目は務まってないと、このように思いますし、我々の判断は、そんなら可決になれば一般受益者から負担金を足らん分とんねんなど、こういうぐあいに判断せざるを得んわけですわな。その辺のことをもう一遍、答弁よろしく申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

我々の判断とは、どなたですか。

川上議員、我々の判断というのは、川上勲議員が判断されたんですか。我々どうです

か。

○14番（川上 勲君）

私の判断。

○議長（福岡邦彬君）

川上議員の判断によって、今おっしゃいましたけど、委員長答えられますか。

橋本予算特別委員長。

○予算特別委員会委員長（橋本謙司君）

今、川上議員おっしゃったように、段取り的なものはあるかもわかりませんが、今、事実だけを述べると、私自身が特会の審査に入ったというのは先ほど申し上げたとおりで、特にそれ以上、以下でも答えられないということでございます。

以上です。

（発言する者あり）

○議長（福岡邦彬君）

この際、暫時休憩いたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

（午後2時13分 休憩）

（午後2時38分 再開）

○議長（福岡邦彬君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

今の予算特別委員長の報告は、常識的に言うて理にかなってないと、やっぱりもっとほかにやり方が十分あったんじゃないかというふうに私は思います。今、ちまたで議会大改革でいろいろされてる方もおられますけども、やはり議員としての基本、委員長としての基本、これはきっちり守ってやっぱりしていく必要があるんじゃないかというふうに私は思います。したがって今回の橋本予算特別委員長の報告は、我々が判断、なぜそうなったのかという判断材料に苦しむところですので、やっぱりもう少しきちっとした委員会運営をしていただきたいと、このように思いますけども、

橋本委員長、どのように思われますか。答弁をよろしくお願いします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

橋本予算特別委員長。

○予算特別委員会委員長（橋本謙司君）

今、川上議員のほうから御指摘ありました。確かにその辺、段取りのまずかった点あるかもわかりません。その辺は真摯に受けとめて、川上議員のような立派な議員になりたいと思います。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより、第1号議案から第25号議案に対する討論を行います。

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

日本共産党の高尾靖子でございます。

御指名を受けましたので、今議会に提案されました議案に対し、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

これまでの政権の地方分権、三位一体改革路線が現政権の地方主権改革として引き継がれてきた中で、住民要求のかかわる自治体制度、地方財政や国と地方の関係で地方財政の増額させられる手直しを余儀なくされています。こうした中で、今議会の2012年度一般会計予算においては、前年度と比較して町税収の落ち込み、その一方でそれに見合う地方交付税など、国からの財源が十分保証されず大変厳しい状態に置かれています。このもと、町は、東西バス、デマンドタクシーの検証と継続、光風台地区へのバス路線、妊婦健診、子宮頸がん・肺炎球菌・ヒブワクチン接種等への公費助成、子育て支援、教育に力を注いでいるこ

とは大いに評価するところです。地方分権に名をかりて国のあり方、地方自治のあり方を大きく変える権限移譲の予算措置がこの間含まれています。共同処理センターは寄り合い世帯であり、二、三年で交代し業務やノウハウの蓄積がない中で、業務を遂行する上での業務専門知識等の研修についても継続できず蓄積されません。また権限移譲に伴う財政措置も五、六年後にはなくなるおそれがあり、その後も財政保証はありません。府の仕事が軽くなる分、市町村に重くのしかかってくる。人的支援が短期間であるため事務処理の継承がスムーズにいかないことが考えられます。

生活・人権相談事業の民間委託は問題です。特にこの事業は、離婚・結婚などの住民個人情報最も多く集積する相談であり、守秘義務を課されていない民間委託はやめるべきです。

また、法的根拠のなくなった不公正な同和行政を続けている点です。2003年3月末で国の同和对策措置法が失効しており、名前を変えての府人権協会、とよの人権地域協議会への公費支出は廃止し、同和行政を終結宣言を行うよう求めます。

地震防災対策等の強化を図る計画では、1月17日、町長を先頭に、職員との防災訓練には敬意を表します。とともに、住民の命と暮らしを守る福祉・防災のまちづくりを推進されている町にとって住民との協働による防災計画は重要であり、想定外のない計画を願っております。

また、大阪府下自治体対象の防災計画アンケートでは、町長がホームページ等で住民との協働と述べている中で、このアンケートには丁寧に答えるべきだったと思います。

また、耐震化が問題であります旧吉川幼稚園は利用するボランティア団体について

は活動の中心となり得る場所です。耐震化は将来をかんがみて吉川支所の建設の検討がされていますけれども、このことから、ボランティア活動をされる方には日ごろからの避難訓練、速やかに避難場所への移動ができるような対応策を考えて使用することは可能ではないかと思えます。また、双葉保育所への利用可能もあるのではないのでしょうか。

次に、豊能町税条例については、国の税制改正で経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るとした納税徴収強化です。これに対し町は、予測される緊急防災・減災事業に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成35年度分の10年間、個人町民税均等割額を500円引き上げ、増税策で徴収するものですが、低所得者や被災者を含めた個人町民税は問題がありません。

介護保険条例については、3年ごとの見直しによる第5期・介護保険料は、介護給付費準備基金を取り崩して保険料の抑制を求めてきたところですが、230円引き上げられ4,159円となりました。しかし府下で一番低い介護保険料に抑制されたことは評価いたします。しかし、国の介護保険改悪でコストの高い施設から在宅へ、医療から介護への流れを一層強め、介護給付費を削減するために無理やり在宅を進め、他方では生活援助を縮小するやり方は介護難民を一層ふやすこととなります。公的負担を引き上げ、利用者の負担がふえないよう配慮しながら報酬を抜本的に改善することを国に求めることです。

2012年度国民健康保険特別会計については、本予算は総数6,641人、世帯数3,672世帯とし、保険給付費は19億3,424万9,000円と見込み、歳入歳出それぞれ28億5,196万4,000円です。反

対の理由は、たび重なる保険料の値上げです。来年度は値上げはされていませんが、限度額の引き上げで中・低所得者の軽減を図ろうとしています。限界に来ているのではないのでしょうか。根本的な解決は国の財源割合をふやすことを要求すべきです。滞納者がふえるもとで短期保険証や資格証明書の発行は極力避けるべきです。生活状況をしっかり把握した納付相談が求められます。努力はされているものの、資格証明書発行が受診抑制を生む危険な状態となっています。

2011年度介護保険特別会計補正予算については、介護保険見直しによるコンピュータシステム改修に伴う費用負担が、例え2分の1の負担といえども、財政難の自治体にとっては重い負担となっています。

2012年度後期高齢者医療特別会計予算については、これは後期高齢者広域連合議会の専決事項であります。2年ごとの見直しで制度改悪で保険料値上げになり、高齢者の負担増になっています。広域連合議会での後期高齢者医療制度の一日も早い廃止を求めます。

2012年度介護保険特別会計予算については、保険料、利用料の独自減免制度がないことに加え、問題は3年ごとの見直しによる制度の改悪です。政府の第5期介護保険は政府の社会保障・税一体改革は介護の分野でも効率化、重点化を掲げ、介護サービスの削減と負担増を打ち出したことです。団塊の世代が75歳になる2025年に要介護認定者数を現行ベースより3%程度減少させるという目標を掲げ、軽度者からの介護取り上げや負担増を強いる一方、在宅強化の名のもとにコストのかかる施設、医療機関の利用抑制を強める方針であり問題です。

よって、第5号議案、第7号議案、第1

7号議案、第18号議案、第19号議案、第21号議案、第22号議案に反対し、その他の議案には賛成し、討論いたします。

○議長（福岡邦彬君）

この際、暫時休憩いたします。

再開は放送をもってお知らせいたします。

（午後2時53分 休憩）

（午後3時30分 再開）

○議長（福岡邦彬君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論ございませんか。

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

第18号議案、平成24年度豊能町一般会計予算の件に対して無所属の会として賛成討論させていただきます。

第18号議案、平成24年度豊能町一般会計予算は、ますます町税政の落ち込みが予想される中、豊能町民の安全・安心に向けて今すぐ町がなすべきこととして、光風台大橋耐震補強事業、消防庁舎新築移転工事業、そして吉川小学校から東ときわ台留守家庭児童育成室への、児童の安全を考えた送迎事業などが盛り込まれております。

また、財政再建の一つとして豊悠プラザの機能を保健センターと旧吉川幼稚園に統合するための予算も入っております。豊悠プラザは今後、民間活力の導入によって機能訓練を充実したデイサービスや24時間対応型ホームヘルプ、障害者を対象としたデイサービス、障害者の就労支援など、これまで障害を持っている方々の要望が非常に高く、かつ豊能町になかった新しいサービスを提供することを目指しております。しかも豊悠プラザには、毎年、光熱水料費としてと保守管理委託料だけで約1億円近くのお金が、経費が投入されております。この統合によって莫大な経費削減効果が見込めることは言うまでもございません。

昨年、財政再建に基づいて旧吉川公民館を地元吉川地区に移管させていただきました。以来吉川地区では、旧吉川公民館を中心に住民が一丸となって地域活性化へと取り組んでおります。この当初予算には吉川財産区からの4,500万円を活用した旧吉川公民館の改修事業費も入っております。さらなる飛躍を目指す吉川地区の住民のためにもぜひ応援したいと思っております。また、あわせて東ときわ台自治会館、希望ヶ丘自治会館の施設整備補助事業も入っております。

ちなみに、第19号議案、平成24年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算には、平成25年度から平成29年度までの5年間にかけた特定健康診査等実施計画の作成費が盛り込まれております。これは住民の生活習慣病を予防する上で非常に大切な新規事業であり、かつ一般会計の予算繰り出しを必要とする事業でございます。

あれもこれもと行政に望みたい事業、サービスは多々ございます。しかし限られた財源を最大に生かし、今何をなすべきかを考えたとき、これら住民の安心・安全、障害を持っている方々の切実な要望、また住民の健康、住民活動の拠点づくり、そして莫大な経費削減のためにも一刻も早く取り組むべき事項が、第18号議案、平成24年度豊能町一般会計予算には組み込まれております。ほかにも必要な事業がいろいろございますけれども、この5つの観点から、第18号議案、平成24年度豊能町一般会計予算の件に賛成いたします。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

ほかに討論ございませんか。

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

それでは、第18号議案、平成24年度

豊能町一般会計予算の件に対する反対討論をいたします。

来年度の予算は、基本的に財政再建一直線を公約に頑張っておられた池田町政の1期4年の集大成を示す意義のある予算編成ということであります。しかし豊能町のこの規模で他の市町村に例を見ない副町長2人制という斬新的な体制をとったにもかかわらず、財政の健全化は全く見えてきておりません。

まず歳入面においては、58億4,000万円の一般会計予算の構成は、自主財源と依存財源で構成されております。そして自主財源は26億4,857万8,000円であり、そのうちの20億7,429万9,000円が町税であります。一方、不安定な依存財源31億9,142万2,000円は、18億4,400万円の地方交付税と4億2,920万円の町債で賄っておる状況であります。これはとりもなおさず町債に依存しなければ予算が組めないという不安定な危機的な財政状況であるということであります。特に100%地方交付税で還付されるとはいえ、借金である自転車操業的運営の臨時財政対策債への依存からの脱却を図らなければ、真の財政再建は不可能ということであります。十数年来の60億円近い地方債が一向に減っておらないのがその証拠であります。また普通債17億4,068万5,000円は、毎年1億円程度減ってはおるものの、完済には17年かかるわけで、地方分権が急進する中で返済の実行力は気の遠くなるようなテンポになっております。その上、今回、臨時財政対策債を含めた新たな地方債の返済計画は全くないということであります。この借金依存体質の原因が人件費にあることは、経常経費に占める人件費が40%、町税に占める人件費が95%という異常な状況を見ればだれにでもわかる

ことであります。つまりその原因が、予算に占める人件費の高さにあるということは自明の理であります。それにもかかわらず、今回、現状打破のための財政再建計画の実行に向けたさらなる人件費の削減予算の計上はないということであります。

次に、歳出面では一般予算に人件費が占める割合が34%に対し、投資的経費、つまりサービスは17%の半分であります。その上、行政施策は迫りくる地方分権への対応に欠けておるということであります。今回、議案書の随所に出てくる地域の自主性及び自立性を高めるという文言は、迫りくる地方分権、地域主権の到来ということであります。

教育予算についてはその対応の予算編成が随所に見られるものの、交通行政については光風台線の阪急バスへの赤字補てんの予算、東西線の実験予算など、一定の短期の予算対応はあるものの、中長期計画としての総合計画の定住化施策である豊能町交通体系再構築予算は皆無に等しいのであります。さらに大阪府による関西広域連合、府市統合に向けたワン大阪構想、大阪都構想等々、激変する状況下における情報のキャッチと収集による府民の一員としての利益享受施策に欠けております。例えば消防予算は、人命をつかさどる安心・安全に向けた重要な予算であり、住民1人当たりの消防費が府内平均1万1,977円に対し、豊能町は1万9,740円の高負担になっております。今、大阪府が府市統合本部の中で6月をめどに基本方針を取りまとめ、平成27年度を目標に東京消防庁に倣った強力な大阪消防庁設置計画を検討しているということであります。テレビに見る東日本大震災のハイパーレスキュー隊のスーパーボンバーの活躍は圧巻であります。

同様に水道料金は、府下平均2,773円

に対し、豊能町は3,885円の高単価であります。現在大阪府は広域水道一元化に向け、平成25年半ばに大阪市水道局を統合し、平成27年度から府域1水道に向け条件整備をし、順次統合を進める計画であります。平成25年には用水料金の値上げの時期と料金を明らかにすると言っております。政策実行に向けたTPOが欠如しているということが明白であります。

最後に総合計画では、財政が厳しい中での選択と集中による協働の政策実行をうたっております。しかし福祉関連予算、建設関係予算を含め、厳しい財源の中での選択と集中の協働施策が機能いたしておりません。町長の言うように合併しない自立したまちづくりは、選択と集中で住民の皆さんとの協働によるまちづくりが基本であります。しかし、その原点である住民の皆さんに対しての情報の共有化と十分な説明責任が果たせておりません。例えば、総合計画にある重点施策、ミニ道の駅の構想は事前の対応の欠落の結果、活性化プログラムの頓挫のみならず、さきの定住化施策さえ皆無という最悪の状況であります。また光風台駅前エスカレーター代替案検討会議は、せつかく55%の社会資本整備総合交付金の獲得までこぎつけたにもかかわらず、一時休止というふがない結果に終止いたしております。住民の皆さんとの協働施策ができない行政では、キッシンジャー元補佐官の言う51対49で決断する勇気の気概を持った実行は不可能であります。今、豊能町に危機感がないということでもあります。たとえ住民の皆さんや職員から恨みを買おうが、勇気と信念を持って決断し、町長の言う身の丈に合った豊能町予算、豊能町の自立に向けた予算編成をなすべきであります。しかし残念ながら、来年度の予算は先の見えない予算編成の域を脱しておりませ

ん。

よって、第18号議案、平成24年度豊能町一般会計予算の件には反対いたします。

なお、一般会計予算に反対する関係上、予算に関連する特別会計予算、第19号議案から第25号議案についてもすべて反対といたします。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

ほかに討論ございませんか。

井川佳子議員。

○2番（井川佳子君）

第18号議案、平成24年度豊能町一般会計予算の件につきまして、賛成討論をさせていただきます。

今回上げられた予算は、一般職員の給料削減5%及び非常勤職員の8%給料削減の案にのっとって行われているんですけども、その皆さんが一生懸命頑張っていられる一般会計予算であります。また住民サービスも十分考えて行われている一般会計予算であると思います。西地区路線バス確保維持事業につきましても、西地区の皆さんの足も確保され、その他の教育的支援もされている立派な予算だと思っております。

ただ私が思いますに、保健センターと豊悠プラザ統合事業でございますが、今、耐震設備の整っていない旧吉川幼稚園に活用して入られる案でございますが、これにつきましてはとても残念に思っております。何か耐震設備を整えた上でまた再考していただきたいと思うのですが、全般的に言いまして私はこの一般会計予算に賛成させていただきます。

会派を代表して、2番・井川佳子、賛成討論とさせていただきます。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございませんか。

永並啓議員。

○7番（永並 啓君）

7番・永並啓です。町政会を代表し反対討論をさせていただきます。

第18号議案、平成24年度豊能町一般会計予算の件についてですが、保健センター・豊悠プラザの統合ですが、耐震化されていないところは町内に幾つもあります。すべての施設を耐震化するのは難しいことも理解できます。しかし耐震化されているところから耐震化されていないところに移転するというのは理解に苦しみます。豊悠プラザの民間活用は大いに賛成できますので、もう少し工夫をした計画が必要と考えます。また、私はもっと長期的なビジョンを持って取り組むべきことと考えます。豊能町は教育のまちとしてPRしていこうともしています。しかし教育の拠点となるような際立った施設はありません。旧吉川幼稚園は近くに中学校、図書館、ユーベルホール、公民館があり、教育の拠点としても十分活用することができる場所にあります。学校では相談しにくい、いろいろなことを相談することができる場所、卒業生と在校生が気軽に立ち寄れる場所、高校生・大学生を対象にした就職や進路相談をする場所、先生の研修を行う場所、不登校やいじめの対策を行う場所、保護者への親学を実施する場所など総合的な学校支援を行う場所として活用するにはもってこいの場所とも言えます。また近い将来、小学校の統廃合は避けて通れないことと考えます。そうすると小学校が幾つか空いてきます。耐震化もされています。その活用方法を今のうちから考えておく必要があります。しかし今回の保健センターと豊悠プラザの統合案は、財政再建案が出されたときは豊悠プラザで統合を考えていたなど、行き当たりばったりのように見受けられます。

また、消防庁舎の新築における太陽光パネルの設置については、1,200万円はコストがかかり過ぎと考えます。そしてコストの割に一家庭の2.5倍の能力しかないものを設置します。それならば一家庭に10万円の助成金を出して一般家庭に太陽光パネルを普及させるほうが効率的であります。今の社会情勢であれば10万円の助成金を出せば多くの人が太陽光パネルの設置を考えると思われます。1,200万円あれば120軒に設置することが可能となります。つまり120倍であります。またPRという面からも、行政施設の一つに設置するよりも一般家庭に助成するほうが効果は高いと考えられますし、環境のまちとしてのイメージも上がります。

また、この自然エネルギーを非常用電源にも使いたいという説明もありましたが、これは絶対にやめるべきと考えます。自然エネルギーは不安定ということは世間の常識であります。太陽光パネルを設置したとしても、それは売電収入を確保するくらいの目的にするべきと考えます。

また、全体的に情報発信について力が入れられておりません。大企業のない豊能町においてはいかに住民税、他市町村から若い世代を呼び込んでくるのかということがキーになってまいります。そのためには知名度のない豊能町をいかに知名度を上げていくかということが非常に重要な役割になってまいります。しかし3市2町の図書館広域貸出事業についても、事業自体はよいのですが、いつもと同じ情報発信をするとの答えでした。やはりサービスを受ける対象に応じた効率的な情報発信をしていくことが重要と考えます。

以上のようなことから、第18号議案、平成24年度豊能町一般会計予算の件については反対とさせていただきます。

○議長（福岡邦彬君）

ほかに、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第1号議案、豊能町債権管理に関する条例制定の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第1号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第2号議案、豊能町水道事業に係る布設工事監督者の配置の基準並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の基準に関する条例制定の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第2号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第3号議案、豊能町事務分掌条例等改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第4号議案、豊能町印鑑条例改正の件に

対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第5号議案、豊能町税条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立12：1）

○議長（福岡邦彬君）

起立多数であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第6号議案、豊能町立認定こども園条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第7号議案、豊能町介護保険条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立11：2）

○議長（福岡邦彬君）

起立多数であります。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第8号議案、豊能町営住宅管理条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第9号議案、豊能町下水道条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第10号議案、豊能町火災予防条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第11号議案、豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第11号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第12号議案、豊能町立公民館条例及び豊能町立図書館設置条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第12号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第13号議案、豊能町立スポーツ広場条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第13号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第14号議案、豊能町水道事業の設置等に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第14号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第15号議案、平成23年度豊能町一般会計補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第15号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第16号議案、平成23年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件に

対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第16号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第17号議案、平成23年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立12:1)

○議長（福岡邦彬君）

起立多数であります。

よって、第17号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は放送をもってお知らせいたします。

(午後4時00分 休憩)

(午後4時13分 再開)

○議長（福岡邦彬君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第18号議案、平成24年度豊能町一般会計予算の件に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、原案について採決いたしません。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立8:5)

○議長（福岡邦彬君）

起立多数であります。

よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

(議長・福岡邦彬議員 退席)

(午後4時15分 休憩)

(午後4時25分 再開)

○副議長（小寺正人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第19号議案、平成24年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立10:2)

○副議長（小寺正人君）

起立多数であります。

よって、第19号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第20号議案、平成24年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立11:1)

○副議長（小寺正人君）

起立多数であります。

よって、第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第21号議案、平成24年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立10:2)

○副議長（小寺正人君）

起立多数であります。

よって、第21号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第22号議案、平成24年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立10:2)

○副議長（小寺正人君）

起立多数であります。

よって、第22号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第23号議案、平成24年度豊能町下水道事業特別会計予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立11：1）

○副議長（小寺正人君）

起立多数であります。

よって、第23号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第24号議案、平成24年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立11：1）

○副議長（小寺正人君）

起立多数であります。

よって、第24号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第25号議案、平成24年度豊能町水道事業会計予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立11：1）

○副議長（小寺正人君）

起立多数であります。

よって、第25号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は、放送をもってお知らせいたします。

（午後4時33分 休憩）

（午後4時37分 再開）

（議長・福岡邦彬議員 着席）

○議長（福岡邦彬君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、山下忠志議員ほか1名から、第2号議会議案、第18号議案平成24年度豊能町一般会計予算の件に対する付帯決議が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

異議なしと認めます。

第2号議会議案を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1「第2号議会議案 第18号議案平成24年度豊能町一般会計予算の件に対する付帯決議」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

山下忠志議員。

○6番（山下忠志君）

それでは、第2号議会議案を朗読させていただきます。

第18号議案平成24年度豊能町一般会計予算の件に対する付帯決議。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成24年3月22日提出。

提出者、豊能町議会議員山下忠志、賛成者、同、井川佳子。

第18号議案平成24年度豊能町一般会計予算の件に対する付帯決議。

保健センターと豊悠プラザ機能統合について。

現在、全国各地で大規模な地震が発生している。また、東南海・南海地震の可能性

が指摘されており、いつ発生するかわからない地震に対して十分備えをしておく必要がある。特に、町の公共施設は耐震改修の促進を図り、災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていかなければなりません。

今回、保健センターは、財政再建計画に基づき、豊悠プラザと平成25年4月に機能統合して、保健センターと旧吉川幼稚園を保健・福祉の拠点施設としてボランティアセンターの活動拠点・障害者団体の交流の場・社会福祉協議会の事務局・その他各種の事業を展開するとして、当初予算に保健センター管理運営事業の工事請負費2,490万2,000円が計上されました。町政運営方針では、これにより様々な住民活動を通して多世代の交流が生まれることから、住民が健康で、安心して、豊かに暮らせるまちづくりの推進を図ってまいりますとしている。

しかしながら、旧吉川幼稚園は昭和49年3月に建設され、耐震化ができていない。議会として、町の中心に施設の機能統合されることは賛成するが、耐震補強のない施設の利用は慎重を期する必要がある。

よって、耐震化等対応することを要望し、付帯決議とする。

平成24年3月22日。豊能町議会。

どうか、議員の皆様御理解の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

これより、本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立11：2）

○議長（福岡邦彬君）

起立多数であります。

よって、第2号議会議案は原案のとおり可決されました。

日程第2「第26号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

第26号議案、豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについてを御説明申し上げます。

本件は、識見を有する者のうちから選任した監査委員の任期満了に伴う同委員の選任に際し、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意をお願いいたします方の御住所は、大阪府豊能郡豊能町新光風台2丁目8番地の1。

お名前は河本周治さんでございます。

生年月日は昭和17年1月11日生まれでございます。

河本さんは、平成20年5月から監査委員を務めていただいております、このたび引き続き選任をお願いするものでございます。

任期は、平成24年5月1日から平成28年4月30日までの4年間でございます。

よろしく御審議いただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第26号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第3「第27号議案 豊能町長期継続契約に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

それでは、第27号議案、豊能町長期継続契約に関する条例制定の件について説明をさせていただきます。

本件は、地方自治法施行令第167条の17の規定により、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものでございます。

条例の内容は、地方自治法施行令第167条の17の規定により、条例で定める長期継続契約を、複写機の借入れ及び複写サービスに関する契約であって、契約の期間が5年以内とするものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしく願います。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4「第28号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

第28号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件について説明をさせていただきます。

本件につきましては、一般職の職員のうち技能労務職の職員の給与水準の適正化を図るため、一般職の職員の給与の改定を行うものであります。

技能労務職の職員の給与水準につきましては、これまで国や大阪府から適正化を図るよう求められており、また国と比較いたしましても給与水準は高いものとなっていることから、技能労務職の職員について給与水準の見直しを行うものでございます。

改正の内容といたしましては、これまで技能労務職の職員の職務の級について、4級を上限として定めていたものを、3級を上限とするよう改めるもので、附則中に新たに1項を設けて、平成24年4月1日以降、技能労務職の職員のうち職務の級が行

政職給料表の4級である職員について、職務の級を3級に切りかえるものでございます。

また、改正に伴う経過措置といたしまして、今回の改正により切りかえ後の給料の月額がそれまで受け取っていた給料の月額に達しないものとなる者には、給料の月額のほか、その差額に相当する額を支給するよう措置するものでございます。

なお、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。

井川佳子議員。

○2番（井川佳子君）

2番・井川です。

技能労務職の方は何人いらっしゃいますか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

技能労務職員は全員で25名でございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

井川佳子議員。

○2番（井川佳子君）

どのような職種についておられる方々ですか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

技能労務職員の内訳でございますけれども、運転手が2名、それから用務兼調理員が7名、清掃の職員が12名、それから上

水道関係の職員が4名、以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

井川佳子議員。

○2番（井川佳子君）

うち、4級から3級に下がる人は何人いらっしゃいますか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

今現在、4級の職員は11名おりまして、これが3級に位置づけられるということでございます。

○議長（福岡邦彬君）

岩城重義議員。

○4番（岩城重義君）

国と比べたら高いということでしたけれども、近隣の市町と比べた場合はどうなるかをお教え願います。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

国から示されておりますラスパイレス指数で見ますと、大阪府の府内の町村で比べますと、現在技能労務職員がおられる団体が8団体ございます。そのうち高いところではラスパイレス指数は136、それから低いところでは102というラスパイレス指数になっておりまして、豊能町は114.8ということで、下からは4番目でございます。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

岩城重義議員。

○4番（岩城重義君）

これは元来ならば任用替えの制度をつくってからこういうことにするのが普通じゃないかと思うんですけども、その任用替え

の制度につきましてはどのようなお考えか
お願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

技能労務職を普通の事務職に任用替えと
いうことでございますけれども、これにつ
いては職員組合との交渉の中でそういう制
度を設けてほしいということになりまして、
平成24年度中にどういう制度を設けるか
というのを職員組合と両方で検討いたしま
して、試験の実施年度は平成25年度とい
うことで、一応職員組合と、これから協議
を進めていくところでございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございますか。

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

この条例が一部改正されるまでに、職員
組合との交渉はどのぐらいの経過、されて
きたのかお聞きいたします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

以前から、府のほうからラスパイレス指
数が高いということで指導を受けておりま
して、今年度の初めから何回か事務折衝を
詰めてまいりました。町長との交渉も2回
させていただきまして、最終的にはこの3
月15日の晩に職員組合と最終の交渉をい
たしまして妥結をしたというところでござ
います。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

4級の方が11名ということで、3級に
するという事なんですが、この11名分
の影響額はどれぐらいのことになるのか、
その点についてお尋ねします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

影響額といたしましては、来年度では約
200万円、それから5年後で800万円、
それから10年後では1,000万円という
ような理論上の計算になるところでござ
います。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

現場に出られて、今はごみの問題はいろ
いろとよく問われることが多いんですけれ
ども、やはり逆に現場の、住民さんの方と
直接話しされたり、いろいろ指導されたり
というようなこともあるんですけども、今の
この仕事だけで済んでるというわけでは、私
はないと思ってるんです、いろいろ見てい
ますと。そういうことで、今この大阪府下
で真ん中ぐらいということでしたら、人数
はそんなに多くはありませんので、この点
を改めなければならないというような大きな
理由はないんじゃないかと思うんですけど、
その点はどのようにお考えになってきたの
か。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

先ほどからラスパイレス指数等の話をし
ましたけれども、府内の町村では豊能町が
25名ということで一番飛び抜けておりま
す。その次に低いのが、岬町が14名とい

うことで、全体に占める割合というのは豊能町が非常に高いということで、国あるいは府のほうから指導をされているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定しました。

ほか質疑ございますか。

○議長（福岡邦彬君）

橋本謙司議員。

○1番（橋本謙司君）

先ほどちょっと高尾議員からの質疑の中で影響額ということで出てたんですけど、これについてはちょっと概念がわからないんですけど、どういう考えの影響額かというのを教えてもらえますか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

当然、これは理論上のやつでございますが、実際には給与改定とかいろいろございますんですが、今現在の給料表に入れたとして、それを4級の方を3級に下げたときにどれだけの影響額が出るかと、年々追っていった数字というふうに御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

橋本謙司議員。

○1番（橋本謙司君）

理解するんですけど、影響という考え方

はいろいろとあると思うんですけど、職員の方を基準に考えたときの影響で見ると、これは経過措置で、今4級の方は補てんといえますか、その分措置するということなんで、その人に対する影響というのはないというふうに考えてよかったですか。お願いします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

今4級の方が3級に格付けされるときには直近下位にいきます。これについては減給補償をしますので、それは当然影響額としては出てまいりません。しかしながら、いずれ3級のところへ行って追いつきますよね。それは間差が3級と4級と大分違いますので、それらの影響額をトータルしたものであるということ。ですから減給補償するときには影響額はないという基本的な考えでございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

ほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

井川佳子議員。

○2番（井川佳子君）

2番・井川佳子、反対討論させていただきます。

職員の方25名とおっしゃいまして、その中、今、4級から3級に下がる人が11名、この方々については減給補償ということを知っておりますが、残りの方については一生懸命頑張っても頭打ちがあるという考え方になります。人数にしてはそんなないのに働く意欲をそぐ、そういう改悪に

思いますので、私はこの案には反対です。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございますか。

岩城重義議員。

○4番（岩城重義君）

4番・岩城でございます。反対の立場から討論させていただきます。

まず、やっぱり任用替え制度を前もってつくって、それからそういう制度に改正していくべきだと思います。その理由は、職員の能力が有効に発揮できないと考えております。また、業務能率の向上が望めないということを考えておりまして反対でございます。

それとあと一つ、労使の話し合いですが、結論が先にありきという状況の中で話し合われたと思っておりますので、これでは公正な話し合いができないということでございまして、これらの理由から反対をいたします。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございますか。

橋本謙司議員。

○1番（橋本謙司君）

1番・橋本でございます。賛成の立場から討論させていただきます。

先ほどから、理事者のほうからるる御説明いただきました。基本的にラスパイレス指数を考えると下げるという方向で仕方ないかなと思いますが、先ほどありましたように任用替えの制度を、平成24年度に協議いただくということになってますけども、そのあたりについては今後職員のモチベーションの話、効率性の話も当然あると思いますけども、そのあたりはしっかりと協議いただいて、ぜひとも、頭打ちにはなるけども望めば事務職にも転用といいますか、変わるということもできるようなことをしていただきたいということで賛成とさせて

いただきます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございますか。

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

技能労務職員に関する条例改正の件ですが、これまで4級という給料表に基づいてやってきました。そのもとで国のいろいろなラスパイレス指数とか、そういうものを持ち出して今回4級を3級に下げるという話ですけれども、これは、今は、本当に、先ほども申しましたけども、単純労働だけではなく現場での状況で苦情処理、また住民との直接対応や研修などが必要なものとなっております、その中で指示体制とかいろいろなことが求められる中で、この改正については反対です。

以上、日本共産党の討論といたします。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立10：3）

○議長（福岡邦彬君）

起立多数であります。

よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

今回、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正について議会提案をしたいと思います。

○議長（福岡邦彬君）

ただいま、西岡義克議員から、豊能町議

会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例改正の件の動議がございました。

動議には1人以上の賛成者が必要です。

西岡義克議員の動議に賛成の方は起立願
います。

(賛成者起立)

○議長(福岡邦彬君)

動議に所定の賛成者がおりましたので、
成立いたしました。この際、暫時休憩いた
します。

(午後5時03分 休憩)

(午後5時22分 再開)

○議長(福岡邦彬君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま西岡義克議員ほか3名から、
「第3号議会議案 豊能町議会議員の議員
報酬及び費用弁償等に関する条例改正の
件」が提出されました。これを日程に追加
し、追加日程第2として日程の順序を変更
し、直ちに議題にしたいと思います。これ
に御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

異議なしと認めます。

第3号議会議案を日程に追加し、追加日
程第2として日程の順序を変更し、直ちに
議題とすることに決定しました。

お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。
ます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

異議なしと認めます。よって、本日はこ
れで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

次回は、3月23日午前9時30分より
会議を開きます。

本日はどうも御苦勞様でした。

延会 午後5時25分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 1 号議案 豊能町債権管理に関する条例制定の件
- 第 2 号議案 豊能町水道事業に係る布設工事監督者の配置の基準並びに
布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の基準に関する
条例制定の件
- 第 3 号議案 豊能町事務分掌条例等改正の件
- 第 4 号議案 豊能町印鑑条例改正の件
- 第 5 号議案 豊能町税条例改正の件
- 第 6 号議案 豊能町立認定こども園条例改正の件
- 第 7 号議案 豊能町介護保険条例改正の件
- 第 8 号議案 豊能町営住宅管理条例改正の件
- 第 9 号議案 豊能町下水道条例改正の件
- 第 10 号議案 豊能町火災予防条例改正の件
- 第 11 号議案 豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
改正の件
- 第 12 号議案 豊能町立公民館条例及び豊能町立図書館設置条例改正の件
- 第 13 号議案 豊能町立スポーツ広場条例改正の件
- 第 14 号議案 豊能町水道事業の設置等に関する条例改正の件
- 第 15 号議案 平成 23 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 16 号議案 平成 23 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予
算の件
- 第 17 号議案 平成 23 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の
件
- 第 18 号議案 平成 24 年度豊能町一般会計予算の件
- 第 19 号議案 平成 24 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の
件
- 第 20 号議案 平成 24 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定
予算の件
- 第 21 号議案 平成 24 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第 22 号議案 平成 24 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 第 23 号議案 平成 24 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件

- 第24号議案 平成24年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件
第25号議案 平成24年度豊能町水道事業会計予算の件
第26号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて
第27号議案 豊能町長期継続契約に関する条例制定の件
第28号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件
第2号議会議案 第18号議案平成24年度豊能町一般会計予算の件に対する付帯決議

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議 長

副議長

署名議員 1 2 番

同 1 3 番